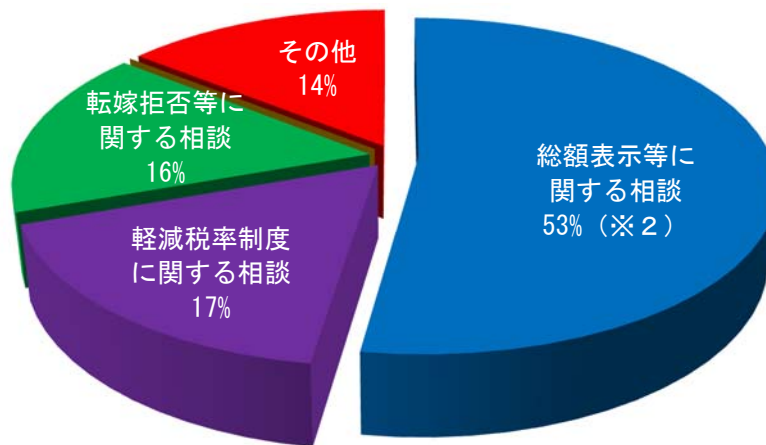


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 2 月(2/1～2/28)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

2 月の相談件数：電話 100 件、メール 5 件
【相談内容（全 105 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。インターネットで注文した商品をキャンセルする際のキャンセル料について消費税が課されるという説明を受けました。キャンセル料に消費税は課されるのでしょうか。

A. いわゆるキャンセル料については、そのキャンセル料が解約手続などの事務を行う事務手数料であれば役務の提供の対価に該当しますので、課税の対象となります。

一方、そのキャンセル料が本来得ることができたであろう利益がなくなったことに対する補てん金であれば、資産の譲渡等の対価に該当しないため、課税の対象となりません。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税の端数処理について伺います。建設業界では、古くからの慣例で端数の切捨て処理を行うこと

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 3 件

※2 うち総額表示に関する相談が 16%、消費税一般に関する相談が 84%

がよくあります。1円以上の端数を切り捨てることは、合理的な理由がない限り、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときに該当する可能性があるということですが、業界の古くからの慣例は、合理的な理由になるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の買ったときとはならない「合理的な理由」がある場合としては、例えば、①原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合、②特定事業者からの大量発注等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合などで、業界の古くからの慣例であるということのみでは、合理的な理由とはなりません。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。有料老人ホームの設置者から、入居者等へ提供する食事の調理業務を受託しています。この調理受託業務は軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率の対象となるのは、有料老人ホームの設置者が、入居者に対して行う飲食料品の提供するもののうち、一定の基準を満たすものとなります。

調理業務の受託は、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供に該当するため、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署へお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

○ その他

Q. 消費税の転嫁カルテルが認められるのはどのような場合ですか。

A. 今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル・表示カルテル)を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています(平成33年3月31日までの措置)。

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル)には、

- ①事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ②消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

などが挙げられます。

転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。

詳細につきましては、公正取引委員会までお問合せくださいますようお願いいたします(電話 03-3581-5471)。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610